

独立行政法人改革等に関する基本的な方針について(閣議決定)

独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)において、

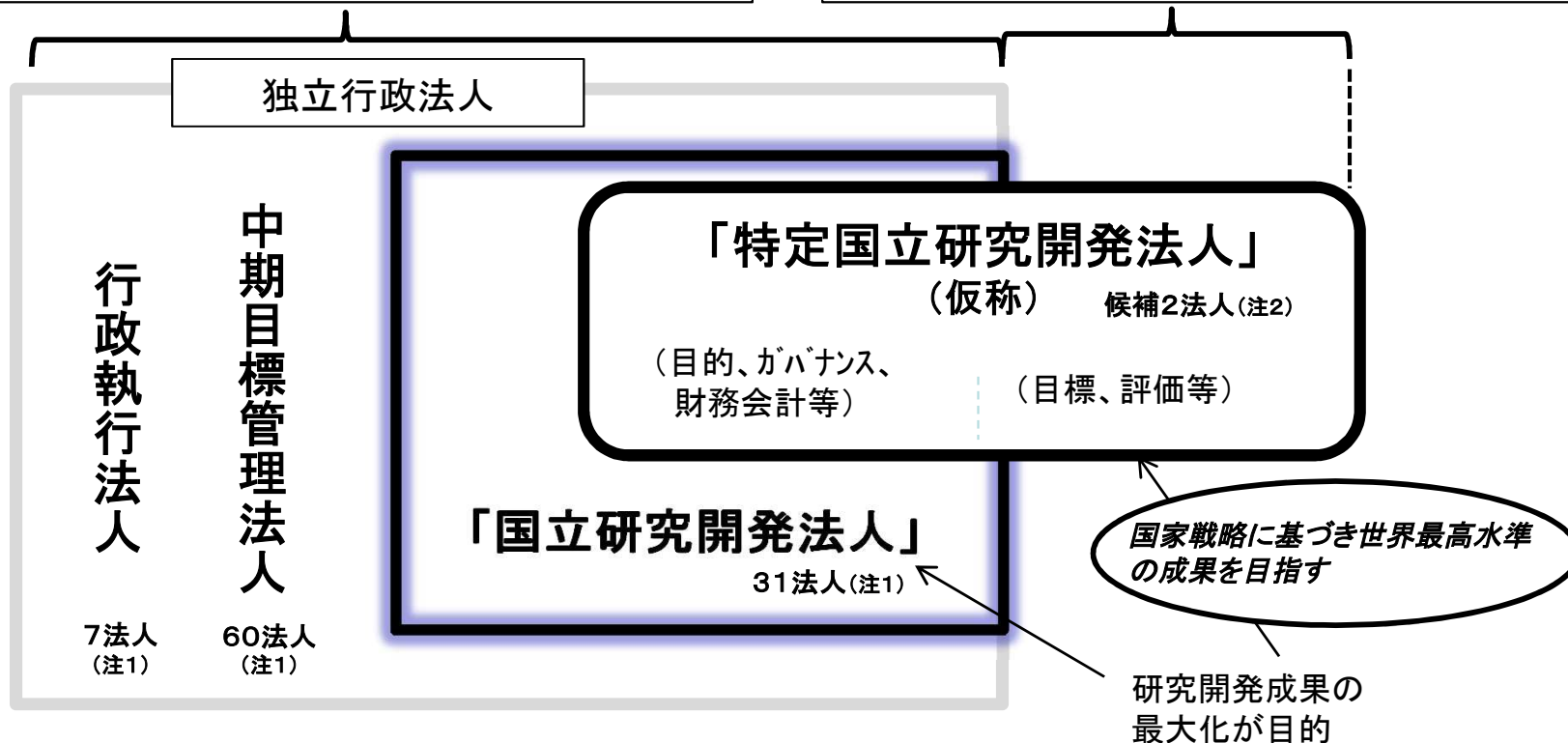
- ①研究開発型の法人を他の法人とは異なるカテゴリーとして位置づけ。研究開発成果の最大化を第一目的とし、そのために必要な仕組みを整備。
- ②研究開発型の法人のうち、世界トップレベルの成果を生み出す創造的業務を担う法人については、独法通則法の適用を前提として、総合科学技術会議・主務大臣の強い関与や業務運営上の特別な措置等を、国家戦略上の観点からの特例を定める別法によって講ずる。

独法通則法のルール(※1)

(目的、目標、評価、業務運営、財務会計、人事管理等に関するもの)
総務大臣所管

別法の定めるルール(※2)

(目標、評価、業務運営等に関するもの)
内閣総理大臣(科技担当)+総務大臣所管



※1 独法通則法は改正済み(平成27年4月施行)。

※2 別法では、国家戦略の観点から、世界と競う研究開発等の推進、目標策定や評価、業務運営への主務大臣・総合科学技術・イノベーション会議の強い関与等について定める予定(法案未提出)。

(注1) 法人数は平成27年4月1日時点のもの。なお、「国立研究開発法人」については、上記閣議決定による組織の見直し等により、平成28年度より27法人となる予定。

(注2) 「特定国立研究開発法人」(仮称)の対象となる法人候補として、理化学研究所及び産業技術総合研究所を総合科学技術会議で決定(平成26年3月12日)。